

## 「(仮称) 町田市自治基本条例 (素案)」について

市では、より成熟した「協働型社会」の実現を図るため、「(仮称) 町田市自治基本条例」の制定に向けた検討を進めてきました。

条例制定にあたり、多くの市民の皆様にご意見を伺いたいと考えています。本資料をご参照いただき、ご意見をお寄せくださいますようお願いいたします。

## 1 条例制定の背景

1990年代以降、「行政主導型社会」から、市民、町内会・自治会、NPO、事業者、行政などさまざまな主体が、互いの信頼関係のもとで共に公共を担う「協働型社会」へと変わってきました。

また、町田市には、以前から地域の課題はそれを抱えている地域自身で解決していこうと、数多くの市民がまちづくりを担ってきた伝統があります。さらに、1998年の特定非営利活動促進法（NPO法）施行後は、多くのNPO法人が設立され、それぞれ活発に活動しています。

## 2 条例制定の目的

さまざまな主体が協働して地域の課題を解決し、町田市をより良いまちにするためには、各主体が保有する公共的な情報を共有化していく必要があります。また、情報共有を進めることで、新たな協働関係の構築が期待されます。

「協働型社会」における市の役割を考えると、市は、公共を担う主体としての役割だけではなく、これからは市民、町内会・自治会、NPO、事業者、行政など様々な主体間における情報共有や協働の「支援者」としての役割も重要になってきます。

そこで、町田市における自治の基本理念と基本原則を定め、市民と市の役割を明らかにすることで、それに基づくまちづくりを推進し、より成熟した「協働型社会」の実現を図るため、「(仮称)町田市自治基本条例」の制定を考えています。

### 3 条例の検討経過

「(仮称) 町田市自治基本条例」の検討経過は、次のとおりです。

年度	経過
2004年度	○ 町田市政策法務ワーキングチームで自治基本条例の研究を行い、2005年3月に報告書『「町田市型」自治基本条例の探求』をまとめる。
2005年度	○ 「町田市における自治基本条例のあり方」に関する市民意識調査を行う。 ○ 学識経験者や市民団体代表を委員とする町田市自治基本条例検討委員会を設置して検討を行い、パブリックコメント（2回）や広聴会（2回）を経て、2006年2月に市長へ答申「町田市における自治基本条例のあり方について」を行う。
2006年度～	○ 情報共有や協働の推進に関する取り組みを実施する。 (具体例) コールセンターの開設、市長記者会見の充実、広報番組「まちテレ」の放映、パブリックコメントの制度化、市政モニターの設置、地域情報誌「まちびと」の発行など
2009年度	○ 市政モニターへのアンケートで、市政参加や地域の課題解決に向けた取り組みなどに関する意識調査を行う。 ○ 町田市自治基本条例庁内検討委員会で自治基本条例の検討を行い、2010年3月に条例骨子案をまとめる。

### 4 条例の名称

条例の名称については、現時点では仮称で「町田市自治基本条例」としていますが、市民の皆様によく理解され、親しみやすい名称にしていきたいと考えています。なお、名称案としては、「町田市自治基本条例」を含めた次の案を考えています。

- 案1 町田市自治基本条例
- 案2 町田市市民自治基本条例
- 案3 町田市まちづくり基本条例
- 案4 町田市協働のまちづくり基本条例
- 案5 町田市参画と協働のまちづくり基本条例

## 5 条例（素案）の構成

条例の実効性を高めるため、市民と市及び市民同士の情報共有と協働を推進することに重点を置いた簡潔な条例とし、今後のまちづくりや市政の状況に応じて成長させていきたいと考えています。条例（素案）の構成は、次のとおりです。

前文	<p>条例制定の趣旨として、次のような内容をうたいます。</p> <p>① 市民が主体的にまちづくりを行う伝統は、町田市 の 誇りであること。</p> <p>② 市民が、共生と協働の精神に基づき、今後もまちづくりを行う活力を維持、向上させていくこと。</p> <p>③ 町田市における「自治の礎」として、この条例を制定すること。</p> <p>④ この条例は、まちづくりや市政の状況に応じて見直しを行い、「成長を続ける条例」とすること。</p>														
1. 目的	<p>町田市における自治の基本理念と基本原則を定め、市民と市の役割を明らかにすることで、それに基づくまちづくりを推進し、より成熟した「協働型社会」の実現を図ることを目的とします。</p>														
2. 定義	<p>この条例で使用する重要な用語について、その意味を次のとおり定義します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民</td> <td>①市内に在住し、在勤し、又は在学する個人、②市内で事業又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいいます。</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>地方自治体としての町田市をいいます。</td> </tr> <tr> <td>まちづくり</td> <td>地域の課題を解決し、より良い地域社会を実現するための公共的な活動をいいます。</td> </tr> <tr> <td>情報</td> <td>まちづくりや市政を推進するために必要となる公共的な情報をいいます。</td> </tr> <tr> <td>参画</td> <td>主体的に参加し、行動することをいいます。</td> </tr> <tr> <td>協働</td> <td>それぞれの役割と責任を担いながら、対等の立場で、相互に補完し協力することをいいます。</td> </tr> </tbody> </table>	用語	意味	市民	①市内に在住し、在勤し、又は在学する個人、②市内で事業又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいいます。	市	地方自治体としての町田市をいいます。	まちづくり	地域の課題を解決し、より良い地域社会を実現するための公共的な活動をいいます。	情報	まちづくりや市政を推進するために必要となる公共的な情報をいいます。	参画	主体的に参加し、行動することをいいます。	協働	それぞれの役割と責任を担いながら、対等の立場で、相互に補完し協力することをいいます。
用語	意味														
市民	①市内に在住し、在勤し、又は在学する個人、②市内で事業又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいいます。														
市	地方自治体としての町田市をいいます。														
まちづくり	地域の課題を解決し、より良い地域社会を実現するための公共的な活動をいいます。														
情報	まちづくりや市政を推進するために必要となる公共的な情報をいいます。														
参画	主体的に参加し、行動することをいいます。														
協働	それぞれの役割と責任を担いながら、対等の立場で、相互に補完し協力することをいいます。														
3. 自治の基本理念	<p>自治の基本理念は、次のとおりとします。</p> <p>① まちづくりの主役は、市民であること。</p> <p>② 市は、市民の立場に立った開かれた市政を推進すること。</p> <p>③ 市は、市民が行うまちづくりを積極的に支援すること。</p>														
4. 自治の基本原則	<p>自治の基本原則は、次のとおりとします。</p> <p>① 市民と市及び市民同士は、情報を相互に共有すること。</p> <p>② 市民と市及び市民同士は、協働でまちづくりを推進すること。</p>														

5. 市民の役割	<p>市民の役割は、次のとおりとします。</p> <p>① 市民は、他の市民や市に対して、情報を発信するよう努めること。</p> <p>② 市民は、他の市民や市から、情報を収集するよう努めること。</p> <p>③ 市民は、市政に参画するよう努めること。</p> <p>④ 市民は、他の市民や市と協働でまちづくりを推進するよう努めること。</p>
6. 市の役割	<p>市の役割は、次のとおりとします。</p> <p>① 市は、市民に対して、市が保有する情報を積極的に、かつ、分かりやすく提供すること。</p> <p>② 市は、市民の意見を積極的かつ丁寧に聴くこと。</p> <p>③ 市は、市民が保有する情報を積極的に収集すること。</p> <p>④ 市は、①から③までを実施するに当たり、情報通信技術を活用するなど、市民や地域の実情に応じてきめ細かく対応するよう努めること。</p> <p>⑤ 市は、①から③までを実施するに当たり、市が保有する個人情報を保護すること。</p> <p>⑥ 市は、市民が市政に参画する機会を提供するよう努めること。</p> <p>⑦ 市は、市民と協働でまちづくりを推進する制度や体制を整備すること。</p> <p>⑧ 市は、市民の自主性を尊重した上で、市民がその役割を積極的に果せるように支援すること。</p>
7. 条例の改正等	<p>市長は、この条例の施行後5年以内に、この条例の施行の状況について検証し、まちづくりや市政がより充実し、発展するよう、条例の改正等必要な措置を講じます。</p>

## 6 条例制定に向けたスケジュール

2010年 8月2日～8月31日

条例（素案）に対するパブリックコメントを実施

2010年11月 パブリックコメントの実施結果を公表（予定）

2010年12月 条例案を市議会に提案（予定）

2011年 1月 条例を公布・施行（予定）

## 7 パブリックコメント手続き（意見公募）について

「(仮称) 町田市自治基本条例（素案）」についてご意見を募集します。

### ○条例（素案）の公表方法

- 広報まちだ8月1日号に概要を掲載します。
- 8月1日から町田市ホームページに詳細を掲載します。
- 8月2日から以下の窓口にて資料を配布します。

企画政策課（市役所本庁舎3階）、市民相談室（市役所本庁舎1階）、市政情報やまびこ（市役所中町分庁舎1階）、市民協働推進課（町田市民フォーラム3階）、各市民センター、木曾山崎センター、玉川学園文化センター、各市立図書館、町田市民文学館

※業務時間は、平日の午前8時30分から午後5時までです。なお、市民センター、市立図書館、町田市民文学館の業務時間については、各施設または町田市コールセンター（042-724-5656）にご確認ください。

### ○募集期間

2010年8月2日（月）から8月31日（火）まで

### ○提出方法

- ① 郵送の場合 配布資料に添付している専用封筒（料金受取人払郵便）を利用するか、企画政策課（〒194-8520 町田市中町1-20-23）へ
- ② ファクシミリの場合 FAX 042-724-3072
- ③ 電子メールの場合 mcity540@city.machida.tokyo.jp
- ④ 上記資料配布窓口への提出（上記※の業務時間内のみ提出できます。）

### ○注意事項

- 書式は自由ですが、住所、氏名、連絡先電話番号、件名「町田市自治基本条例（素案）」をご記入ください。
- 電話や窓口での口頭によるご意見はお受けできません。
- ご意見への個別の回答は行いません。
- 公序良俗に反するもの、特定の団体・個人等に対する誹謗中傷が含まれるものは無効とします。
- 寄せられたご意見の概要とそのご意見に対する市の考え方は、広報まちだ及び町田市ホームページ等で2010年11月下旬に公表する予定です。公表する際は個人情報を除きます。

### ○問い合わせ先

町田市政策経営部企画政策課 TEL 042-724-2103  
FAX 042-724-3072